

新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方検討支援業務募集要項

新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方検討支援業務の受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行い、以下のとおり提案を募集する。

記

1 目的

ウィズコロナ・ポストコロナ社会に必要な「新しい生活スタイル」の普及・定着と、都市公園の賑わい創出ひいては京都経済の下支えとなる地域の活性化との両立を目指し、公園利活用のあり方を検討する。

2 募集期間

令和2年10月8日（木）から令和2年10月22日（木）まで

3 業務の内容

本業務の基本的な内容は、別紙1「新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方検討支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すとおりとし、受託事業者が提出した提案書に基づき、本市との協議のうえ、業務を実施すること。

4 委託料上限額

1, 700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 応募資格

(1) 参加要件

次のアからエを満たす者であること。

なお、共同事業体で応募する際は、全ての構成法人が次のア及びイを満たし、かつ代表となる法人がウ及びエを満たすことで応募資格を有することとする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するとみなせる場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす）であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でな

いこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

イ 参加申込書提出期限の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けていないこと。

ウ 過去5年間に、元請負として、同種若しくは類似の業務を履行した実績があること。

エ 3箇月以上の直接の雇用関係があり、過去5年間に同種若しくは類似の業務を履行した実績を有する統括責任者を配置できること。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

6 参加申込及び提出書類

(1) 参加申込方法

募集期間内に、以下に記載する提案書類を6部（原本1部、写し5部）、持参又は郵送により「11 問合せ及び提出先」へ提出すること。

※ 各1部ずつを1セットとしてまとめ、A4フラットファイルに綴じ、6セット分を提出すること。

(2) 提出書類

募集期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受付しない。また、本市が認めた場合を除き、提出された提出書類を変更することはできない。

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人の概要（様式2）

- ・ 本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書（提案書提出日の3箇月以内のもの）を提出すること。

ウ 業務実績調書（様式3）

- ・ 5(1)ウに記載されている実績を記載し、実績が複数ある場合は内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件までを記載すること。

エ 業務実施体制（様式4）

- ・ 5(1)エに記載されている実績を記載し、実績が複数ある場合は内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件までを記載すること。
- ・ 統括責任者は本業務を統括するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更はできない。

オ 提案書（様式任意）

別紙1「仕様書」に基づき、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新しい生活スタイルの普及・定着に向けて、本市の都市公園の特色、社会実験の実施内容、他都市事例等も踏まえながら、以下の事項について提案すること。

- ・ 本業務に係る、検討・分析の実施方針
- ・ 「仕様書3(3)」に係る、公園利活用のあり方の基本モデルの考え方

カ 見積書（様式5）

- ・ 任意様式による見積書内訳を別に添付すること。

7 質疑受付

質問がある場合は、質問票（様式6）に記入のうえ、電子メールにより「11 問合せ及び提出先」へ提出すること。質問票の受理後に、受理確認のメールを返信する。受け付けた質問は、京都市情報館ホームページに回答を掲載する。

なお、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時から午後5時まで以外は、受理確認ができない。

8 事業者選定

(1) 選定方法

応募事業者の提案について、以下の評価基準に基づき審査を行い、受託候補者及び次点者を選定する。受託候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合や本市との詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を受託候補者として選定し、条件の詳細協議を行う。

また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定する。

なお、合計点が60点を下回る場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 評価基準

別紙2「評価表」参照

(3) ヒアリング審査

応募事業者に提出書類の説明を求める場合がある。その際には、審査委員による面接を行う。ヒアリング審査を行う場合には、別途、各応募事業者に通知する。

【審査委員】（5名）

建設局みどり政策推進室長
建設局みどり政策推進室事業促進担当部長
建設局みどり政策推進室みどり企画課長
建設局みどり政策推進室公園管理課長
建設局みどり政策推進室公園利活用企画課長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募事業者全員に郵送により通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果を京都市情報館ホームページに公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

(5) 審査後の手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約内容の詳細及び金額について本市と協議し、合意に達した場合に契約する。

なお、次の場合には、受託候補者としての決定を取り消すので注意すること。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに契約手続に応じない場合

イ 受託候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状態と本市が判断した場合

ウ 受託候補者が、選定結果の通知の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

9 スケジュール

今後の予定は以下のとおりとする。

ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

ア 募集開始	令和2年10月8日（木）
イ 質問受付締切り	10月13日（火）※1
ウ 質問回答	～10月16日（金）
エ 参加申込み及び提出書類 締切り	10月22日（木）※1
オ 審査（書類及びヒアリング※2）	10月下旬（予定）
カ 審査結果通知及び受託候補者の決定	10月下旬（予定）

※1 受付は、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時から午後5時まで。

※2 ヒアリング審査を行う場合、詳細は別途通知する。

10 応募に関する留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募事業者負担とする。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合のみとし、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (5) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報・法人の営業に関する事項等を除き、原則公開となる。
- (6) 提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。
ただし、本市は、受託候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとする。

11 問合せ及び提出先

京都市建設局みどり政策推進室 担当：堀尾，藤本

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4114 FAX：075-212-8704

メール：ryokusei@city.kyoto.lg.jp